

全国科学博物館協議会理事会運営規程 新旧対照表（案）

旧	新
全国科学博物館協議会理事会運営規程 平成 2 9 年 2 月 1 6 日 制 定 第 1 条～第 8 条 省略 第 9 条 役員は、やむを得ず理事会に出席できない場合、次の各号の一該当するときに出席したものとみなす。 一 所属する機関のうちから当該役員が書面をもって指名した者が出席したとき 二 委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任したとき 第 1 0 条～第 1 3 条 省略 附 則 省略	全国科学博物館協議会理事会運営規程 平成 2 9 年 2 月 1 6 日 制 定 <u>令和 7 年 7 月 3 日 一部改正</u> 第 1 条～第 8 条 省略（現行どおり） 第 9 条 役員は、やむを得ず理事会に出席できない場合、次の各号の一該当するときに出席したものとみなす。 一 所属する機関のうちから当該役員が指名した者が出席したとき 二 委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任したとき 第 1 0 条～第 1 3 条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり） <u>附 則 本規程は、令和 7 年 7 月 3 日より施行する。</u>